

## 館山特別養護老人ホーム身体的拘束廃止検討委員会設置要綱

### (設置の趣旨)

第1条 館山特別養護老人ホームにおける身体拘束廃止への取組みをし、よりよい介護のあり方及び有効な方策の検討や身体的拘束等の適正化を図り、利用者の尊厳、人権尊重をするため、身体的拘束廃止検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、館山特別養護老人ホーム身体拘束廃止に関する指針に基づき、身体拘束廃止に向けた取組みを行う。

### (目的)

第2条 委員会の目的は、主として次のとおりとする。

- (1) 身体拘束廃止のためのケアの工夫、代替ケア等の検討。
- (2) 身体拘束廃止に関する様々な情報の交換、意識啓発方策の検討。
- (3) 身体拘束・虐待等に関する外部研修への参加や所内研修の実施。
- (4) 身体拘束廃止に先進的に取り組んでいる介護保険施設等の事例の検討及び研究。

### (組織)

第3条 委員会は、施設長、副施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職、介護職、栄養士等で組織し、施設長が任命する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、施設長が掌る。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、施設長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

### (その他)

第6条 (1) 厚生労働省の身体拘束ゼロへの手引きの本旨に則り、適切な実施に努める。  
(2) この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。